平成２５年（フ）第２８０号
大分県由布市挾間町古野296番地８
破産者　袖野　靖之
1　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
2　一般調査期日　平成26年２月18日午後２時
平成25年11月14日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第２２２２号
大阪府門真市大字蒋島640番地の１
破産者　株式会社カネウン
1　期日　平成26年１月10日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年11月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７０７号
大阪市中央区安土町１丁目５番11号
破産者　髙栁産業株式会社
1　期日　平成26年１月14日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年11月14日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４８号
鹿児島市伊敷台３丁目２番12号
破産者　板橋　　始
免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
平成25年11月７日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第４号
滋賀県長浜市平方町366番地の３
清算株式会社　東亜建設株式会社
代表清算人　小嶋　政裕
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所長浜支部

船舶所有者等責任制限手続開始

次の船舶所有者等責任制限事件について、以下のとおり責任制限手続を開始した。申立人又は受益債務者に対する制限債権（物の損害に関する債権）を有する者は、その債権を６記載の届出期間内に届け出なければならない。
平成２５年（船）第１号
長崎市五島町３番25号
申立人　株式会社エムエスケイ
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後３時
2　主文　下記⑴の船舶に係る下記⑵の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。
記
⑴　船舶の表示
船舶の名称　鶴久丸
船舶の種類　汽船
船質　鋼
船籍港　長崎県長崎市
総トン数　749トン
機関の種類及び数　ディーゼル機関１箇
推進器の種類及び数　ら旋推進器１箇
進水の年月　平成18年１月
所有者　株式会社エムエスケイ
⑵　事故の表示
発生日時　平成25年４月27日14時25分頃
発生場所　小名浜港小名浜石油２号バース桟橋先端より30メートル付近
事故の態様　鶴久丸（以下「本船」という。）は、平成25年４月26日、軽油を積載し京浜港を出港、同27日福島県小名浜港に入港し、小名浜石油株式会社２号Ｂバースに着桟した。揚荷役終了後、本船が同バースを離桟し同港を出港しようと船体を後退させ、左舷錨鎖の巻揚げを行った際、錨の両爪に小名浜石油株式会社所有の海底ケーブル（以下「ケーブル」という。）が引っ掛かり、ケーブルが吊り揚げられた。
事故後の状況　本船の上記錨鎖の巻揚げ等により、ケーブルやその防護管等が損傷した。本船は、その後錨鎖を操出して巻揚げる作業を行い、錨からケーブルが取れたことを確認した後、錨鎖を巻揚げ収め、小名浜港を出港した。
3　供託命令に基づく供託委託契約に係る一定の金額の総額　１億5587万2268円
4　管理人　長崎市樺島町４－６　ソフィアビル２階　福崎博孝法律事務所　弁護士　福崎　博孝
5　申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係
申立人　2⑴の船舶の所有者
受益債務者　鶴見サンマリン株式会社　2⑴の船舶の定期傭船者
受益債務者　大徳屋哲広　2⑴の船舶の船長
6　制限債権の届出期間　平成26年１月16日まで
7　制限債権の調査期日　平成26年２月26日午後１時30分　当庁402号法廷
長崎地方裁判所民事部

監督命令

平成２５年（再）第６２号
北海道岩見沢市上志文町607
再生債務者　岩見沢雉ヶ森ゴルフ場株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区新宿１－９－３　ＮＢＫビル８階　濵田・水澤法律事務所　弁護士　水澤　恒男
平成25年11月12日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２４年（再）第６号
札幌市南区石山二条３丁目14番１号
再生債務者　京田食品株式会社
主文　平成24年９月４日にした監督命令を取り消す。
平成25年11月13日
札幌地方裁判所民事第４部

再生計画認可

平成２４年（再）第６号
札幌市南区石山二条３丁目14番１号
再生債務者　京田食品株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月12日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年11月13日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
北海道根室市月岡町２丁目71番地１
再生債務者　有限会社新東運輸
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年11月12日　　釧路地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３７号
愛知県一宮市明地字鞆西28番地４　ＰＡＳＣＡＬ松本Ｂ202号
再生債務者　駒瀬　　淳
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月12日から平成25年12月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（再イ）第１１６号
埼玉県新座市新座３丁目６番12―502号
再生債務者　横山　和也
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月19日から平成25年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１２０号
埼玉県和光市白子３丁目16番41―202号
再生債務者　細谷　哲也
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月19日から平成25年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部